

ココが
変わった!

確定申告

最新版 ガイド

ネットなら便利! 24時間 確定申告

● 確定申告書等作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です
● e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告が可能です (メンテナンス時間を除きます)
※ 作成した申告書は印刷して郵送等でも届出できます

www.nta.go.jp 確定申告

e-Taxの準備は早めに! 申告と納税は期限内に!

所得額	給与所得	雑所得	所得割
2月16日(月)～3月15日(木)	2.1	1.4	4.2

納税は原則も郵送納税で!

国替日(国替納税の場合) 申告所得割 4.20 所得割-地方消費税 4.25

を準備して、e-Taxで所得税の確定申告をすると、
e-Taxで確定申告書等作成コーナーへアクセス 0570-015901

国税庁 税務署

みんなで
e-Tax!



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

今年もいよいよ確定申告のシーズンが始まる。今年の確定申告では
昨年の東日本大震災を受け、寄附金控除や雑損控除の特例が設けられたほか、
子ども手当創設に伴う扶養控除の一部廃止など、変更された部分がいくつかある。
そこで、個人の所得税についての主な変更点を中心に、インターネットを活用した
便利な申告方法など、知っておきたい確定申告の最新情報をまとめた。

●構成／三枝裕介(ロフト・ツー) ●取材・文／塩田真美(ロフト・ツー)

▼ 平成23年分確定申告の概要

受付期間 平成24年2月16日(木)～3月15日(木)

※還付申告は2月15日以前でも可能。

提出方法

ネット上の
「確定申告書等作成コーナー」で入力



「e-Tax」を
利用して送信



印刷して、
持参または郵送

確定申告書に
手書きで作成



持参または郵送

主な変更点

- ・ 震災関連寄附金の控除限度額の増額
- ・ 扶養控除の一部廃止
- ・ 公的年金の確定申告不要制度創設
- ・ 震災による被害の雑損控除の拡充
- ・ 「e-Tax」による控除の2年延長

IT申告が年々増加傾向に。今年は東日本大震災や多様なニーズに対応

今年も確定申告のシーズンがいよいよスタートする。平成23年分の確定申告の基本方針について、国税庁個人課税課の江國清志課長はこう説明する。

「今年は近年の取り組みであるIT申告の推進、多様な納税者ニーズへの対応に加え、東日本大震災への対応が大きな柱です」

IT申告の推進

「IT申告については、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』や電子申告・納税システム『e-Tax』などを利用することにより、税務署に出向かなくても、便利に正確な申告ができることを積極的にアピールしています」

税務署の相談会場にもパソコンを多数配備。その場で作成・送信することで、利便性を実感してもらっているという。昨年3月末までに提出された所得税確定申告書のうち、作成コーナーやe-TaxなどITを利用した人数は1039万6000人。一昨年より8.3%増え、全体の44.9%を占めた。

多様なニーズに対応

「申告書の受付や申告相談が平日だけだと困る」という要望を受け、2月19日と26日の日曜日に、一部の税務署や署外の合同会場で受付や相談を実施する。

また、税務署に出向かずに必要な情報や各種様式を入手できるよう、国税庁ホームページなどで確定申告に関する様々な情報を提供している。

東日本大震災への対応

東日本大震災への対応としては、震災による所得税の雑損控除の適用が多く見込まれるため、国税庁全体で被災地局署への支援態勢を整えている。

また、震災関連の義援金などを支払って寄附金控除を適用する申告者の増加も見込まれる。

「今回特に、震災の被害による雑損控除や、義援金に対する寄附金控除を受けるため、初めて確定申告をされる方も多いかと思います。そうした方にもスムーズに申告書の作成・提出を行っていただけるよう、ホームページでの情報提供や電話相談などに力を入れていきたいと考えています」



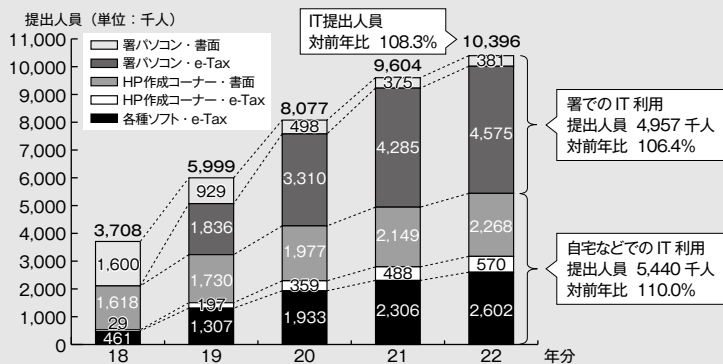
国税庁個人課税課長 江國清志

1981年、国税庁入庁。国税庁情報技術室長、国税庁資産評価企画官、名古屋国税局総務部長、関東信越国税局総務部長を経て、2011年7月より現職。

▼ 23年分確定申告の基本方針



▼ ITを利用した確定申告件数の推移



大震災関連の寄附金控除や雑損控除を拡充。扶養控除も一部廃止に

23年分の確定申告では、東日本大震災への対応をはじめ、いくつかの税法改正が行われている。

まず、昨年は東日本大震災などもあり、個人的に義援金を出したり、寄附をしたケースも多いだろう。これに対応して、寄附金に関する控除が拡充された。

従来から国や公益法人など、特定の寄附金については所得控除が認められていたが、大震災関連の寄附金についてはその限度額が大きく引き上げられた。

また、政党や政治資金団体に対する寄附金についてのみ認められてい

た税額控除が、今回から認定NPO法人や一定の公益社団法人などに対する寄附金のほか、特定震災指定寄附金にも適用されることになった。

このほか、大震災への対応として、震災被害の雑損控除について特例が設けられた。

扶養控除が一部廃止。 年金の申告不要制度も

今回の確定申告で大きく変わったのは、扶養控除が一部廃止された点だ。子ども手当創設や公立高校授業料無償化などに伴い、19歳未満の扶養親族に対する扶養控除

が一部廃止されたので注意したい。また、この改正に伴い、同居する特別障害者に対する障害者控除の額が引き上げられている。

一方、年金所得者については、一定の条件を満たせば確定申告をしないですむ「確定申告不要制度」が創設された。

ほかにもいくつか改正が行われているが、詳しいことは国税庁のホームページに掲載されている。

なお、ホームページ上にある「確定申告書等作成コーナー」で入力すれば、改正された最新の法令に沿って自動的に計算されるので安心だ。

寄附金 控 除

震災関連の寄附金について 控除対象限度額が増額

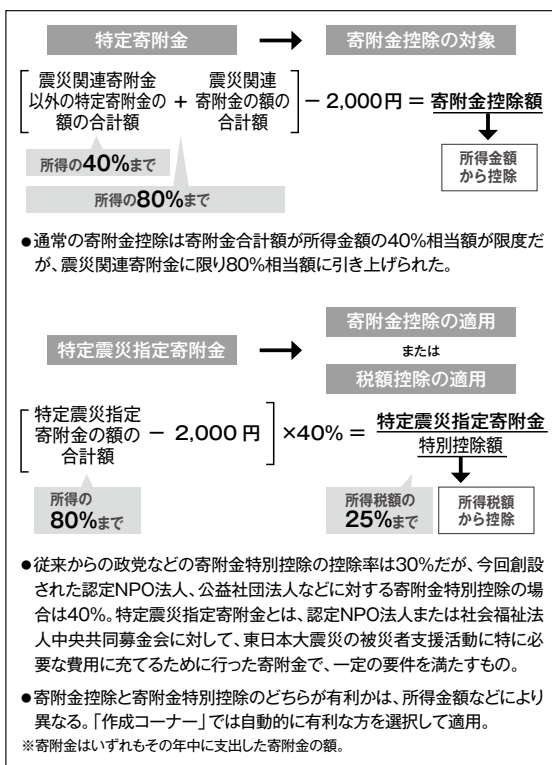
従来より、個人が国や地方公共団体などに特定寄附金を支出した場合には所得金額から控除される「寄附金控除」、政党や政治資金団体への寄附金については所得税額から控除される「政党等寄附金特別控除」が認められていた。

今回は東日本大震災を受け、「震災関連寄附金」を支出した場合に限り、通常は所得金額の40%の限度額が80%に引き上げられた。

さらに、認定NPO法人や一定の公益社団法人などに対する寄附金についての所得税額の特別控除が創設され、寄附金控除と所得税額の特別控除のどちらか有利な方を選択できるようになった。

昨年、震災関連の義援金を支払った場合、震災関連寄附金に該当すれば寄附金控除が受けられる。そのうち認定NPO法人の東日本大震災被災者支援活動に必要な費用に充てるための寄附金など、一定の要件を満たすものについては、上記の寄附金控除か、「特定震災指定寄附金」の所得税額の特別控除のどちらかを受けることができる。

▼ 個人が義援金を支払った場合の取り扱い



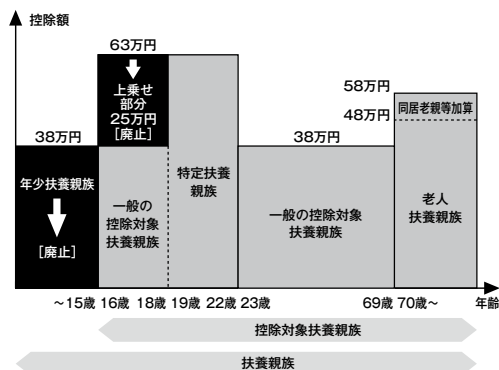
扶養控除

子ども手当創設に伴い、16歳未満の年少扶養控除が廃止

今回、子ども手当の創設に伴い、16歳未満の年少扶養親族の扶養控除が全額(38万円)廃止された。また、公立高校授業料無償化などに伴い、16歳以上19歳未満に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、一般の控除対象扶養親族と同額(38万円)になった。

さらに、これらの改正に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が特別障害者の場合、同居特別障害者に対する障害者控除の額が、40万円から75万円に引き上げられた。

▼ 扶養控除の改正の概要



雑損控除

大震災による被害損失は、22年分からも控除可能に



「作成コーナー」の「雑損控除」では、東日本大震災による被害について別画面で損失額を入力できるようになっている。住宅、家財、車両に分けてそれぞれ損失額を記入する。

東日本大震災によって住宅や家財などについて生じた損失について、22年分の総所得金額などからも雑損控除として控除できるようになった。また、損失額について雑損控除を適用して、その年分の総所得金額などから控除しても控除しきれない場合、雑損失を5年間繰り越せるようになった。さらに、大震災被災者の災害減免法による税金の軽減免除も、22年分の所得税に適用できる。

これらは被災者の負担の軽減を図るための措置で、昨年4月に施行された震災特例法によるもの。施行前に22年分をすでに提出済みの場合でも、別途「更正の請求」の手続きを行えば22年分でも雑損控除の適用を受けることができる。

公的年金の申告不要制度

合計400万円以下など、一定の条件で申告不要に

今回の確定申告から、年金所得者の申告手続きが簡素化された。

その年の公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下しかなかった場合、その年分の所得税については、確定申告書を提出しなくてもよかった。

ただし、これはあくまでも所得税についての申告不要制度で、上記に該当する場合でも、住民税の申告が必要な場合がある。詳しくは、住所地の市区町村に問い合わせを。

また、所得税の還付を受けるために、申告書を提出することはもちろん可能だ。

その他

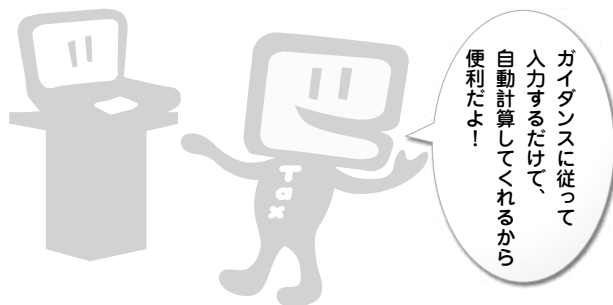
住宅税制や金融証券税制にも変更あり

- ・ 23年6月30日以後の契約締結の場合、住宅の取得、新築、増改築などの対価や費用に関して、国または地方公共団体などから補助金などの交付を受けたときは、対価や費用から控除して控除額を計算。
- ・ 23年6月30日以後の契約締結の場合、住宅耐震改修特別控除の適用対象となる地域要件が廃止され、補助金などの交付を受けたときは、改修費用から控除して控除額を計算。
- ・ 上場株式などの配当、譲渡所得への10%軽減税率の適用期限を2年延長。
- ・ 非課税口座内の少額上場株式などの配当、譲渡所得の非課税の施行日が2年延長。

ネットの作成コーナーを利用すれば 面倒な計算は一切不要！

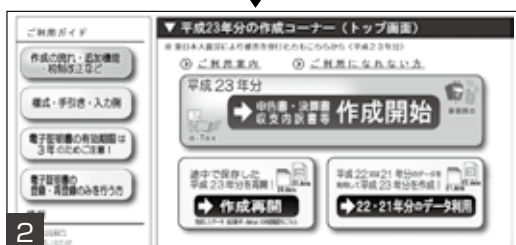
国税庁ホームページ「確定申告特集」

URL : www.nta.go.jp



確定申告書作成の手順

- 1 「平成23年分確定申告特集」のトップページ。申告の方法や税制改正のポイントなども紹介されている。「申告書等の作成を開始される方」をクリックする。
- 2 「平成23年分確定申告書等作成コーナー」で「作成開始」をクリック。作業の途中で中断する場合も、データを保存しておける。また、過去年分にも対応。
- 3 給与所得を入力する画面。勤務先からもらった源泉徴収票の数字をそのまま入力していく。源泉徴収票の見本画面を見ながら、同じ色の欄に数字を転記するだけでいい。
- 4 確定申告書の基本画面。それぞれ該当する項目名をクリックすると、入力する画面が開く仕組み。最新税制に対応し、面倒な計算も不要。自動的に税額が算出され、表示される。



「e-Tax」を利用するために必要な準備についても、ホームページに掲載されている。「事前準備セットアップ」では作成コーナーを使用する環境設定を一括処理できる。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

ナビダイヤル(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901 (e-コール)
03-5638-5171 (PHSなどをご利用の場合、
通常通話料金)

【受付時間】

月～金曜日(祝日等除く) 9時～17時
※1月16日～3月15日の月～金曜日(祝日等除く)
2月19日・26日、3月4日・11日は9時～20時

① 全ての申告に対応 (②以外の方)		② 給与・雑(公的年金など) 一時・配当(組合)のみの方 ※申告項目の欄に申告する項目を記入してください。	
申告項目	申告欄	申告欄	申告欄
給与所得	(1)	給与所得	(1)
雑所得	(2)	雑所得	(2)
公的年金所得	(3)	公的年金所得	(3)
一時所得	(4)	一時所得	(4)
配当所得	(5)	配当所得	(5)
その他所得	(6)	その他所得	(6)
控除	(7)	控除	(7)
所得税	(8)	所得税	(8)
住民税	(9)	住民税	(9)
市町村民税	(10)	市町村民税	(10)
県民税	(11)	県民税	(11)
国庫支出金	(12)	国庫支出金	(12)
地方交付金	(13)	地方交付金	(13)
地方債	(14)	地方債	(14)
地方債	(15)	地方債	(15)
地方債	(16)	地方債	(16)
地方債	(17)	地方債	(17)
地方債	(18)	地方債	(18)
地方債	(19)	地方債	(19)
地方債	(20)	地方債	(20)
地方債	(21)	地方債	(21)
地方債	(22)	地方債	(22)
地方債	(23)	地方債	(23)
地方債	(24)	地方債	(24)
地方債	(25)	地方債	(25)
地方債	(26)	地方債	(26)
地方債	(27)	地方債	(27)
地方債	(28)	地方債	(28)
地方債	(29)	地方債	(29)
地方債	(30)	地方債	(30)
地方債	(31)	地方債	(31)
地方債	(32)	地方債	(32)
地方債	(33)	地方債	(33)
地方債	(34)	地方債	(34)
地方債	(35)	地方債	(35)
地方債	(36)	地方債	(36)
地方債	(37)	地方債	(37)
地方債	(38)	地方債	(38)
地方債	(39)	地方債	(39)
地方債	(40)	地方債	(40)
地方債	(41)	地方債	(41)
地方債	(42)	地方債	(42)
地方債	(43)	地方債	(43)
地方債	(44)	地方債	(44)
地方債	(45)	地方債	(45)
地方債	(46)	地方債	(46)
地方債	(47)	地方債	(47)
地方債	(48)	地方債	(48)
地方債	(49)	地方債	(49)
地方債	(50)	地方債	(50)
地方債	(51)	地方債	(51)
地方債	(52)	地方債	(52)
地方債	(53)	地方債	(53)
地方債	(54)	地方債	(54)
地方債	(55)	地方債	(55)
地方債	(56)	地方債	(56)
地方債	(57)	地方債	(57)
地方債	(58)	地方債	(58)
地方債	(59)	地方債	(59)
地方債	(60)	地方債	(60)
地方債	(61)	地方債	(61)
地方債	(62)	地方債	(62)
地方債	(63)	地方債	(63)
地方債	(64)	地方債	(64)
地方債	(65)	地方債	(65)
地方債	(66)	地方債	(66)
地方債	(67)	地方債	(67)
地方債	(68)	地方債	(68)
地方債	(69)	地方債	(69)
地方債	(70)	地方債	(70)
地方債	(71)	地方債	(71)
地方債	(72)	地方債	(72)
地方債	(73)	地方債	(73)
地方債	(74)	地方債	(74)
地方債	(75)	地方債	(75)
地方債	(76)	地方債	(76)
地方債	(77)	地方債	(77)
地方債	(78)	地方債	(78)
地方債	(79)	地方債	(79)
地方債	(80)	地方債	(80)
地方債	(81)	地方債	(81)
地方債	(82)	地方債	(82)
地方債	(83)	地方債	(83)
地方債	(84)	地方債	(84)
地方債	(85)	地方債	(85)
地方債	(86)	地方債	(86)
地方債	(87)	地方債	(87)
地方債	(88)	地方債	(88)
地方債	(89)	地方債	(89)
地方債	(90)	地方債	(90)
地方債	(91)	地方債	(91)
地方債	(92)	地方債	(92)
地方債	(93)	地方債	(93)
地方債	(94)	地方債	(94)
地方債	(95)	地方債	(95)
地方債	(96)	地方債	(96)
地方債	(97)	地方債	(97)
地方債	(98)	地方債	(98)
地方債	(99)	地方債	(99)
地方債	(100)	地方債	(100)

確定申告というと何かと面倒だと思われがちだが、国税庁のホームページ上にある「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、煩わしい計算は一切不要。各項目の金額を入力するだけで自動的に計算してくれるので、意外なほど簡単に申告書を作成できる。

作成した申告書は、事前の準備をしておけば電子申告・納税システム「e-Tax」で直接送信することもできるし、印刷して税務署に提出することも可能だ。

源泉徴収票などの数字をそのまま転記するだけ

まずは手元に源泉徴収票や保険料控除証明書などの書類を準備し、国税庁のホームページにアクセス。「平成23年分確定申告書等作成コーナー」で「e-Tax」「書面提出」のいずれかを選び、パソコン環境

の確認後、「所得税の確定申告書作成コーナー」へ。

「給与所得が1か所(医療費控除や寄附金控除などを受ける場合)」と「それ以外(事業所得や年金所得など)」のどちらかを選択し、生年月日を入力する。なお、初めて利用する人向けに、質問形式による作成方法も用意されている。

給与所得のみの場合は、勤務先からもらう源泉徴収票に記載されている支払金額や源泉徴収税額などを転記していけばOK。さらに医療費控除や寄附金控除など、該当する項目をクリックして金額を入力すれば、すべて申告書の基本画面に自動的に反映される。

給与以外の場合も基本画面の該当項目ごとに金額を入力していけばよい。入力内容によって税額が自動的に計算され、表示されるという仕組みだ。

e-Taxの特別控除が2年延長。控除額は減額へ

個人でe-Taxを利用するには、事前に電子証明書の取得とICカードリーダライタの購入(家電量販店で2,000円程度)が必要だ。

電子証明書を取得するには、住民票のある市役所窓口などで手続きすることが必要で、有効期限は3年間となっている。

e-Taxを利用すると、医療費の領収書などの添付書類提出を省略できるほか、24時間受付で、還付がスピーディーになるというメリットがある。

さらに、電子証明書等特別控除(1回限り)も受けられるが、その適用期間が2年延長されるとともに、控除額が23年分4,000円、24年分3,000円に、それぞれ引き下げられた。

一般のサラリーマンは、給与からの源泉徴収や勤務先が行う年末調整などで、所得税の納付が完結することが多い。しかし、多額の医療費を支払ったり、株式投資で損失を出した場合など、確定申告すれば納めた税金が戻ってくるケースもある。

市販薬代もOK。家族の分もまとめて医療費控除

まず、本人や家族にかかった医療費の合計額が年間10万円を超えた場合、確定申告を行うことで超過した分だけ、医療費控除により課税所得を減らすことができる。

対象になるのは治療にかかった費用で、健康保険対象外の治療費も含まれる。ただし、予防のため

こんなケースでも税金が戻る！
知っておきたい
還付申告の
ポイント

の人間ドックや予防接種、美容整形や審美歯科のホワイトニングなどの費用は対象外。一方、治療の目的で購入した市販の薬代、通院時に利用した電車などの交通費は計上できる。

申告する際には、病院や薬局でもらう領収書、交通費の記録メモの添付または提示が必要だ。

申告不要の配当も申告で損失との通算が可能に

株式投資を行っている場合、証券会社の源泉徴収ありの特定口座で取引していれば、税金は源泉徴収されているので申告の必要はない。ただし、複数の証券会社で取引していずれかで損失が出た場合は、申告すれば損益を通算でき、払い過ぎた税金が戻ってくる。

また、上場株式などの配当を受け取っても、すでに源泉徴収済みのため通常は申告不要だが、売却損が出ている場合、申告分離課税方式で配当の申告を行えば、売却損との通算が可能なので、納め過ぎた税金を取り戻すことができる。

なお、還付申告は過去5年分の提出が可能。